

(参考)

## 旅館業法に係る都道府県条例の規定の例について(玄関帳場、客室)

未定稿

	玄関帳場	客室(面積関係)
北海道	床面積3.3㎡以上 簡易宿所でも必要と規定されている。	寝具を置く部分の床面積 定員×2.47㎡以上
宮城県	客の応接、宿泊者名簿の記入等を行うことができる十分な広さ 簡易宿所でも必要と規定されている。	定員×3.3㎡以上
茨城県	—	ホテル・旅館 (洋室)定員×4.5㎡以上 (和室)定員×3.3㎡以上  簡易宿所 1客室7㎡以上、定員×1.65㎡以上
東京都	受付等の事務に適した広さ	ホテル・旅館 定員×3㎡以上 簡易宿所 1客室3㎡以上、定員×1.5㎡以上
愛知県	適当な広さ 簡易宿所でも必要と規定されている。	ホテル・旅館 (洋室)定員×4.0㎡以上 (和室)定員×3.3㎡以上  簡易宿所 定員×1.65㎡以上
大阪府	—	ホテル・旅館 (洋室)定員×4.5㎡以上 (和室)定員×3.3㎡以上  簡易宿所 1客室4.9㎡以上、定員×1.6㎡以上
兵庫県	ホテル 受付台は0.3m以上の幅、1.8m以上の長さ 旅館 床面積3.3㎡以上	ホテル・旅館 (洋室)1人用寝具の場合 4㎡以上 2人用寝具の場合 8㎡以上 (和室)1人用寝具の場合 3㎡以上 2人用寝具の場合 6㎡以上  簡易宿所 1人用寝具の場合 2.25㎡以上 2人用寝具の場合 4.5㎡以上
広島県	—	簡易宿所 1客室4.5㎡以上
香川県	—	ホテル・旅館 (洋室)定員×4.5㎡以上 (和室)定員×3.5㎡以上  簡易宿所 定員×2.5㎡以上
福岡県	—	ホテル・旅館 (洋室)定員×4.5㎡以上 (和室)定員×3.5㎡以上  簡易宿所 1客室4.5㎡以上、定員×1.65㎡以上
沖縄県	—	ホテル・旅館 定員×3㎡以上 簡易宿所 定員×1.6㎡以上

以下の条文については、条例及び規則から関係部分を抜粋・加工したものである。

	玄関帳場	客室(面積関係)
北海道	<p>第2条(ホテル)※旅館・簡易宿所も同じ                      (4) 次の要件を満たす玄関帳場等を有すること。                      ア 宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。                      イ 床面積は、3.3平方メートル以上であること。                      ウ 宿泊しようとする者との面接に適し、かつ、宿泊者その他の施設の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。                      エ 受付のための窓口を設ける場合は、当該窓口は、縦横それぞれ1メートル以上の開口部を有し、宿泊に係る手続を行うのに適した位置に、幅0.3メートル以上、長さ1メートル以上の受付台が付設されていること。                      オ 宿泊しようとする者と面接するのに適した照度を確保できる照明設備が設けられていること。                      カ 周辺の見やすい場所にフロント等玄関帳場等である旨が表示されていること。                      キ 玄関帳場等及びその周囲には、宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのあるカーテン、囲い等の設備が設けられていないこと。                      ク 客室(かぎをかけることができるものに限る。)のかぎを保管する設備が設けられていること。</p>	<p>第2条(ホテル)※旅館も同じ                      (2) 客室は、次の要件を満たすものであること。                      ア 就寝するために寝具を置く部分の床面積は、定員に2.47平方メートルを乗じて得た面積以上の広さを有すること。                      第4条(簡易宿所)                      (2) 客室は、次の要件を満たすものであること。                      ア 就寝するために寝具(階層式寝台を除く。)を置く部分の床面積は、定員(階層式寝台の定員を除く。)に2.47平方メートルを乗じて得た面積以上の広さを有すること。                      イ 階層式寝台の各段の面積は、それぞれ1.65平方メートル以上であること。</p>
宮城県	<p>第二条の二 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。)第一条第一項第十一号の規定によるホテル営業及び同条第二項第十号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。                      一 玄関帳場その他これに類する設備は、客の応接、宿泊者名簿の記入等を行うことができる十分な広さを有し、宿泊者等の出入りが容易に確認できる構造であること。                      二 政令第一条第三項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。                      一 前項各号に定める基準によること。</p>	<p>第七条                      客室には、客室の有効面積三・三平方メートル(簡易宿所営業に係る客室のうち階層式寝台を有するものにあつては、有効面積一・六平方メートル)について一人の割合を超えて客を宿泊させないこと。</p>
茨城県		<p>第8条 客室には、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定める割合をこえて客を収容しないものとする。                      (1) ホテル及び旅館にあつては、洋室は4.5平方メートルにつき1人、和室は3.3平方メートルにつき1人。ただし、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項に規定する施設にあつては、1.65平方メートルにつき1人。                      (2) 簡易宿所にあつては、1.65平方メートルにつき1人。この場合において階層式寝台を用いるものにあつては、各階層の使用可能面積を合計して算出するものとする。                      (3) 下宿にあつては、3.3平方メートルにつき1人。                      第12条                      3 政令第一条第三項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。                      (1) 1客室の床面積は、7平方メートル以上であること。                      (2) 階層式寝台を設ける場合は、2層までとし、寝台の幅は0.9メートル以上、寝台の長さは1.8メートル以上であること。                      (3) 階層式寝台を有しない10平方メートル未満の客室を設ける場合には、それらの客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の3分の1以下であること。</p>
東京都	<p>第七条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。)第一条第一項第十一号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。                      一 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。</p>	<p>第四条                      六 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。                      イ ホテル営業、旅館営業及び下宿営業                      一 客室の東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより算定した有効部分の面積(以下「有効面積」という。)三平方メートルについて 一人                      簡易宿所営業                      有効面積一・五平方メートルについて 一人                      第九条 政令第一条第三項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。                      二 一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、三平方メートル以上であること。                      三 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第一条第三項第一号に規定する面積以上であること。</p>

	玄関帳場	客室(面積関係)								
愛知県	<p>第五条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。)第一条第一項第十一号の条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>二 次の要件を満たす適当な広さの玄関帳場を有すること。</p> <p>イ 宿泊者その他の利用者(以下「宿泊者等」という。)の出入りを直接確認することができる場所に設けられていること。</p> <p>ロ 宿泊者等と直接面接することができる構造であること。</p> <p>2 前項の規定は、令第一条第二項第十号の条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準について準用する。</p> <p>3 第一項の規定は、令第一条第三項第七号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準について準用する。</p>	<p>第三条 法第四条第二項の規定による衛生措置の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 客室の収容定員は、次のとおりとし、収容定員を超えて宿泊させないこと。</p> <p>イ ホテル営業及び旅館営業の施設の洋式の客室にあつては床面積四平方メートル、和式の客室にあつては床面積三・三平方メートルにつき一人とすること。ただし、旅館業法施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十八号)第五条第一項各号の施設の客室にあつては、床面積一・六五平方メートルにつき一人とすること。</p> <p>ロ 簡易宿所営業の施設の客室にあつては、床面積一・六五平方メートルにつき一人とすること。</p>								
大阪府	—	<p>第五条 法第四条第二項の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 客室の一人当たりの床面積は、次の表の上欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積以上とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業の種別</th> <th>面積平方メートル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホテル営業及び旅館営業 和室</td> <td>三・三</td> </tr> <tr> <td>洋室</td> <td>四・五</td> </tr> <tr> <td>簡易宿所営業</td> <td>一・六</td> </tr> </tbody> </table> <p>第十条 令第一条第三項第七号の条例で定める構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 客室の床面積は、四・九平方メートル以上であること。</p>	営業の種別	面積平方メートル	ホテル営業及び旅館営業 和室	三・三	洋室	四・五	簡易宿所営業	一・六
営業の種別	面積平方メートル									
ホテル営業及び旅館営業 和室	三・三									
洋室	四・五									
簡易宿所営業	一・六									
兵庫県	<p>別表第1(ホテル)</p> <p>2 ロビー及び玄関帳場の構造設備基準</p> <p>(2) 玄関帳場は、次に定める構造設備を有するものであること。</p> <p>ア 玄関から容易に見え、宿泊しようとする者が必ず通過する場所に設けられていること。</p> <p>イ カーテン等により遮へいされていないこと。</p> <p>ウ 受付台は、0.3メートル以上の幅、1.8メートル以上の長さ及び床面から0.7メートル以上1メートル以下の高さをも有し、受付台の上方には、おおむね1メートル以上の空間があること。</p> <p>エ 床面から1.5メートルの高さにおいて150ルクス以上の照度を有する照明設備が設けられていること。</p> <p>オ 客室のかぎを保管する設備(宿泊しようとする者が客室のかぎを自動的に受け取れる構造でないものに限る。)が設けられていること。</p> <p>別表第2(旅館)</p> <p>2 玄関広間等及び玄関帳場の構造設備の基準</p> <p>(2) 次に定める構造設備を有する玄関帳場(宿泊しようとする者が玄関において靴等を脱がずに客室を利用できる場合にあつては、別表第1の2の(2)に掲げる基準に該当する玄関帳場)が設けられていること。</p> <p>ア 玄関から容易に見える場所に設けられていること。</p> <p>イ 床面積は、3.3平方メートル以上であること。</p> <p>ウ 宿泊しようとする者の見やすい箇所に玄関帳場である旨の表示が設けられていること。</p>	<p>別表第1(ホテル)</p> <p>1 客室の構造設備の基準</p> <p>(10) 洋式の客室は、(1)から(9)までに定めるもののほか、次に定める構造設備を有するものであること。</p> <p>ア 寢室は、1人用の寝具(幅員が1.4メートル以下のものをいう。以下同じ。)を置く場合にあつては1個当たり4平方メートル以上の、2人用の寝具(幅員が1.4メートルを超えるものをいう。以下同じ。)を置く場合にあつては1個当たり8平方メートル以上の床面積を有するものであること。</p> <p>(11) 和式の客室は、(1)から(9)までに定めるもののほか、次に定める構造設備を有するものであること。</p> <p>ア 寢室は、1人用の寝具を置く場合にあつては1個当たり3平方メートル以上の、2人用の寝具を置く場合にあつては1個当たり6平方メートル以上の床面積を有するものであること。</p> <p>別表第2(旅館)</p> <p>※別表第1の規定を準用</p> <p>別表第3(簡易宿所)</p> <p>1 客室の構造設備の基準</p> <p>(2) 洋式の客室は、(1)に定めるもののほか、次に定める構造設備を有するものであること。</p> <p>ア 寢室は、1人用の寝具を置く場合にあつては1個当たり2.25平方メートル以上の、2人用の寝具を置く場合にあつては1個当たり4.5平方メートル以上の、階層式寝台を置く場合にあつては1個当たり4.5平方メートル以上の床面積を有するものであること。</p> <p>(3) 和式の客室は、(1)に定めるもののほか、次に定める構造設備を有するものであること。</p> <p>イ 寢室は、1人用の寝具を置く場合にあつては1個当たり2.25平方メートル以上の、2人用の寝具を置く場合にあつては4.5平方メートル以上の床面積を有するものであること。</p>								
広島県	—	<p>第二条</p> <p>3 政令第一条第三項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 一客室の床面積は、四・五平方メートル以上であること。</p> <p>二 階層式寝台を有しない床面積十平方メートル未満の客室を有する場合には、その客室の延床面積は、総客室の延床面積の二分の一以下であること。</p> <p>三 階層式寝台は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>イ 寝台は、二段とし、各段とも、幅〇・九メートル以上、長さ一・八メートル以上であること。</p>								
香川県	—	<p>第2条</p> <p>(2) 簡易宿所営業の施設において階層式の寝台を有する場合は、寝台の幅は0.9メートル以上、長さは2.1メートル以上であること。</p> <p>第9条 客室の定員の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ホテル営業及び旅館営業にあつては、洋室の構造設備による客室については4.5平方メートルにつき1人、和室の構造設備による客室については3.5平方メートルにつき1人</p> <p>(2) 簡易宿所営業にあつては2.5平方メートルにつき1人</p>								

	玄関帳場	客室(面積関係)
福岡県	—	<p>第十三条 客室の定員の基準は、次に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 ホテル営業及び旅館営業 洋式の構造設備による客室にあつては四・五平方メートルにつき一人、和式の構造設備による客室にあつては三・五平方メートルにつき一人。ただし、省令第五条第一項各号に掲げる施設にあつては一・六五平方メートルにつき一人とする。</p> <p>二 簡易宿所営業 客室一・六五平方メートルにつき一人</p>
沖縄県	—	<p>別表第1</p> <p>(9) 客室の定員</p> <p>ア ホテル営業、旅館営業及び下宿営業にあつては、3平方メートルにつき1人とする。ただし、修学旅行等多数人の団体宿泊の場合であつて、公衆衛生上支障がないときは、この限りでない。</p> <p>イ 階層式寝台を有しない簡易宿所営業にあつては、1.6平方メートルにつき1人とする。</p>